

7 (3) ウ 公用車運行管理業務特記仕様書

1. 件名

公用車運行管理業務

2. 履行場所 (対象施設)

橋本市東家一丁目1番1号
橋本市庁舎東側立体駐車場

3. 目的

集中管理車両の貸出し業務並びに維持管理業務を円滑かつ効率的に行うことを目的とする。

4. 業務内容

- (1) 公用車洗車・車内清掃 (各車両1回/2ヵ月)
- (2) 12ヶ月点検 (整備士資格保有者による受託者による点検又は整備工場等有資格者に依頼して実施すること) 及びオイル (年1回)・オイルエレメント交換 (年1回)
- (3) 公用車運行前及び帰庁後の点検 (オイル量、傷、電球、タイヤ状況等の自主点検)
- (4) 公用車駐車場管理 (表示物の管理・差替え、配車位置の調整)
- (5) 公用車鍵・運行使用簿の貸出 (デスクネットで予約状況確認、返却後の予約解除処理)

5. 業務従事日及び時間

業務従事日は、土曜日、日曜日、祝日等の休日及び年末・年始 (12月29日～1月3日) を除く毎日とする。

業務従事時間は、午前8時00分から午後5時00分までとする。

6. 業務従事人員

従事する人員は、午前8時00分から午後12時30分まで1名、午前8時15分から午後5時00分 (11時30分から12時30分まで休憩) まで1名とする。

7. 実施要領

- (1) 本業務従事者については、12ヵ月点検を実施できる者を含む適正な人

員を配置すること。

- (2) 従事時間内での集中管理車両の鍵の保管・鍵授受については、業務責任者が行うこと。
- (3) 従事時間外の鍵の管理及び鍵授受については、集中管理車両担当課及び警備業務従事者が行う。
- (4) 集中管理車両の貸出しについては、集中管理車両貸出し作業フローに基づいて行うこと。
- (5) 12 ヶ月点検（整備士資格保有者による受託者による点検又は整備工場等有資格者に依頼して実施すること）及びオイル（年1回）・オイルエレメント交換（年1回）については、受託者の定めるスケジュールに基づき受託者が行うこと。
12 ヶ月点検は整備士資格保有者により受託者が点検を実施する場合は、12 ヶ月点検項目及び作業項目表に基づき実施すること。
- (6) 運行前点検については、運行前点検項目表に基づき実施し、1週間毎に全車両行うこと。また、不備がある場合は随時交換及び補充を受託者において行うこと。
- (7) 集中管理車両の帰庁後の車両外見及び施錠確認については、業務終了前に全車行うこと。
- (8) 集中管理車両の洗車及び清掃場所については、立体駐車場内で行うこと。
- (9) 集中管理車両の洗車及び車内清掃については、2 ヶ月に1回全車行うこと。

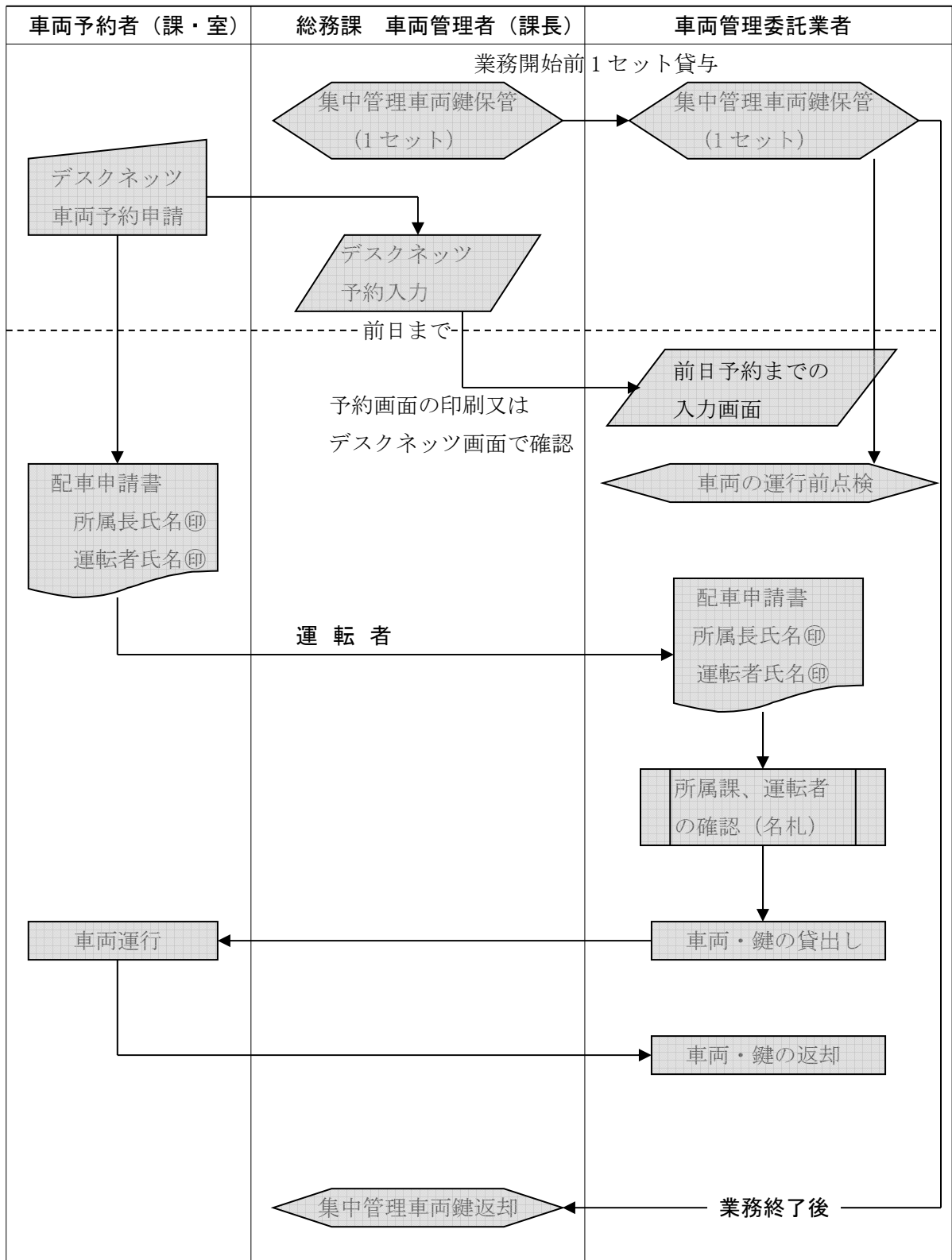
12ヶ月点検項目及び作業項目表

* [エンジン]
・ファンベルト・クーラーベルト等の張り具合：損傷の有無の点検及び調整
・エアエレメントの汚れ：損傷の点検：清掃
・フューエルエレメントの汚れ：損傷の点検・清掃
・オイル：冷却水の汚れ；量の点検及びオイル補充・交換作業
・燃料：オイル：冷却水の漏れ有無の点検
・エンジンのかかり具合：異音の有無の点検（スパークプラグ点検交換、部品代は別途請求）
・排気ガスの状態点検
・バッテリーの液量及びターミナル部の緩み、腐食の有無の点検及び 比重測定、バッテリー液補充
* [足回り]
・ホイール周り点検
・ブレーキ液量の点検及び補充
・ショックアブソーバーの油漏れ、損傷の点検
・駐車ブレーキレバーの引き代、効き具合の点検及び調整作業
・サスペンションの緩み、ガタの有無の点検
・リーフスプリングの損傷、取り付け部の緩み、ガタ有無の点検
・ブレーキ；ドラムとライニング及び；ディスクパットの隙間の点検及び調整作業
・ブレーキパットとブレーキシューの点検
・ホイールシリンダー、ディスク、キャリパーの漏れ、損傷の有無の点検
・ブレーキ系統各部の漏れ、損傷の点検
・センターブレーキドラムとライニング及び、ドラムとライニングの隙間の点検及び調整作業
・ハブベアリング、損傷、ガタの有無の点検及びガタの調整作業
・タイヤの状態（摩擦・損傷の有無）の点検、調整
・ホイールのボルト、ナットの緩みの点検及び締め付け作業
* [下回り]
・トランスミッション、デフオイルの漏れ、油量・汚れの有無の点検
・クラッチペダルの遊び、ペダルと床の隙間の点検及び調整作業
・クラッチの作用、クラッチの液量の点検及び補給
・プロペラシャフトの緩み、ガタの有無の点検
・ドライブシャフトの緩み、ガタ、ブーツの損傷の有無点検
・ハンドルの操作具合及び遊び、ガタの有無の点検及び調整作業
・ステアリングロッド、アーム、ジョイントの緩み、ガタ、損傷の有無及び締め付け
・パワーステアリング装置の油量・漏れ・緩みの有無の点検
・エキゾーストパイプマフラーの緩み、損傷の点検
・シャシ各部の給油脂状態点検及びグリース給油（グレース代は含む）
* [車体]
・灯火装置の点検、点滅、汚れ、損傷の有無の点検及び 電球交換作業（ただしヘッドライト球は除く）
・警音器の作用
・ワイパー、ウィンドワッシャーの作用及び液補給
・電気配線の接続部の緩み、損傷の点検
・施錠装置の作用点検
・車枠：車体の緩み損傷及び点検

運行前点検項目表

点 検 項 目	詳 細 項 目
ブ レ ー キ ・ ペ ダ ル	踏みしろ
駐 車 ブ レ ー キ レ バ ー	引きしろ(踏みしろ)
原 動 機 (エ ン ジ ン)	掛かり具合、異音
ウ イ ン ド ウ オ ッ シ ャ ー	噴射状態
ワ イ パ ー	拭き取りの状態
フ レ ー キ の リ サ ー ハ ー ・ タ ン ク	液 量
バ ッ テ リ ー	液 量
ラ シ ー エ タ ー な ど の 冷 却 装 置	水 量
潤 滑 装 置	エンジンオイルの量
フ ァ ン ベ ル ト	張り具合、損傷
灯 火 装 置 、 方 向 指 示 器	点 灯
	点滅具合
	汚 れ
	損 傷
タ イ ヤ	亀 裂
	損 傷
	異常な磨耗
	溝の深さ
走 行 距 離 数 累 計	
車 内 清 掃	
エ ン ジ ン ル ーム 点 検 ・ 清 掃	

公用車運行管理車両貸出し作業フロー（使用前日までの車両予約の場合）



公用車運行管理車両貸出し作業フロー（使用当日の車両予約の場合）

